

杉並区高齢者保健福祉計画・第8期介護保険事業計画の修正一覧

凡例：★印＝区民等の意見の提出手続きによる意見を踏まえた修正（網掛け部分）
 ・印＝その他の修正

No.	修正箇所	計画改定案	修正内容 (修正は下線部)	修正理由
1	P5 (1)位置付け	<u>(1)</u> 本計画は、	①本計画は、	・誤記による修正
2	P5 (1)位置付け	<u>(2)</u> この計画は、	②この計画は、	・誤記による修正
3	P5 (2)高齢者保健福祉計画と介護保険事業計画の関係	<u>(1)</u> 高齢者保健福祉計画は、	①高齢者保健福祉計画は、	・誤記による修正
4	P5 (2)高齢者保健福祉計画と介護保険事業計画の関係 ①2行目	社会参加や互いに支え <u>合</u> う地域づくり、	社会参加や互いに支え <u>あ</u> う地域づくり、	・表現の統一のための修正
5	P5 (2)高齢者保健福祉計画と介護保険事業計画の関係	<u>(2)</u> 介護保険事業計画は、	②介護保険事業計画は、	・誤記による修正
6	P5 (2)高齢者保健福祉計画と介護保険事業計画の関係	<u>(3)</u> 高齢者保健福祉計画は、	③高齢者保健福祉計画は、	・誤記による修正
7	P9 見出し 第2節 高齢者の実態調査	(「杉並区高齢者実態調査等報告書<令和2年3月>」より)	(「杉並区高齢者実態調査_報告書<令和2年3月>」より)	・誤記による修正
8	P14 第2節 高齢者の実態調査 表題	(「杉並区高齢者実態調査等報告書<令和2年3月>」より)	(「杉並区高齢者実態調査_報告書<令和2年3月>」より)	・誤記による修正
9	P14 本文1行目	<u>第8期介護保険事業計画(以下「第8期事業計画とする」)</u>	杉並区高齢者保健福祉計画・第8期介護保険事業計画__	・より適切な記述に修正
10	P17 ⑤	主観的な健康観	主観的な健康感	・誤記による修正
11	P17 ⑤ ※	「とても健康だと思う」→「 <u>よい</u> 」	「とても健康だと思う」→「 <u>とてもよい</u> 」	・誤記による修正
12	P29 ○1個目	認知症施策推進大綱_ <u>に</u>	認知症施策推進大綱(以下「 <u>大綱</u> という。) <u>に</u>	・より適切な記述に修正
13	P29 トピック ◎認知症施策推進大綱	【 <u>認知症施策推進大綱</u> 】	◎ <u>認知症施策推進大綱</u> とは	・より適切な記述に修正

No.	修正箇所	計画改定案	修正内容 (修正は下線部)	修正理由
14	P30 ウェルファーム杉並 コラム内2行目	医療的なケアが必要な方の <u>受入れ</u> 体制	医療的なケアが必要な方の <u>受け入れ</u> 体制	・誤記による修正
15	P31 【杉並区の地域包括ケアシステムと各施策の関係図】	図全体	図全体	・より適切な記述に修正
16	P33 ＜感染症の拡大防止や災害に対応した取組＞	<p>新型コロナウイルス感染症の影響で、外出機会や人との交流が減るなど、<u>閉じこもりや身体・認知機能など健康への影響も懸念されています。</u></p> <p>罹患すると重症化しやすい高齢者については、感染予防を行いつつ、心身の機能低下を予防し、健康の維持を図っていくことが必要です。そこで、それぞれの地域や施設の実情に応じて、感染症予防に十分配慮し、工夫を図りながら、介護予防などの取組を推進していきます。</p> <p>また、都市部においては、ゲリラ豪雨などによる短時間での河川の氾濫や道路・家屋の浸水による被害が発生しています。各高齢者施設において、区のハザードマップを確認し、施設の浸水や電気系統の故障を防ぐよう対策を講じるとともに、利用者の避難方法について、日常的に訓練等を実施するなど、利用者の安全確保への取組が進むよう、働きかけていきます。</p> <p>このほか、感染症流行時や大規模災害等が発生した場合に備えて、各施設にマスクや消毒液等、必要な衛生・防護用品の備蓄を呼びかけるとともに、区としても<u>国や都道府県</u>と連携を図り、緊急時には迅速に供給できる体制づくりに努めます。</p>	<p>新型コロナウイルス感染症の影響により、外出機会や人との交流が減るなど、<u>高齢者の閉じこもりや身体・認知機能など</u>への影響も懸念されています。また、「<u>新たな日常</u>」の下で、事業者による介護サービスの提供方法などについても、<u>感染症予防対策と安定した事業運営との両立を図る必要があるなど、これまでとは異なった対応が求められています。</u></p> <p>罹患すると重症化しやすい高齢者については、感染予防を行いつつ、心身の機能低下を防ぎ、健康の維持を図っていくことが必要です。そこで、それぞれの地域や施設の実情に応じて、感染症予防に十分配慮し、工夫を図りながら、介護予防などの取組を推進していきます。</p> <p>併せて、<u>高齢者やその団体、介護者などの関係者が、感染を防止しながら、活動・交流するため、オンライン参加も可能とする会議・講座・講習会の開催や、高齢者の見守りなどにICTを活用することを検討していきます。</u></p> <p>また、都市部においては、ゲリラ豪雨などによる短時間での河川の氾濫や道路・家屋の浸水による被害が発生しています。各高齢者施設において、区のハザードマップを確認し、施設の浸水や電気系統の故障を防ぐよう対策を講じるとともに、利用者の避難方法について、日常的に訓練等を実施するなど、利用者の安全確保への取組が進むよう、働きかけていきます。</p> <p>さらに、<u>災害発生時に円滑な避難行動や業務復旧活動ができるよう、各施設における具体的計画を確認していきます。</u></p> <p>このほか、感染症流行時や大規模災害等が発生した場合に備えて、各施設にマスクや消毒液等、必要な衛生・防護用品の備蓄を呼びかけるとともに、区としても<u>国や東京都</u>などと連携を図り、緊急時には迅速に供給できる体制づくりに努めます。</p>	・よりわかりやすい記述に修正

No.	修正箇所	計画改定案	修正内容 (修正は下線部)	修正理由
17	P36 ◎これまでの取組 ○3個目	○認知症地域支援推進委員は、 <u>ケア24</u> (地域包括支援センター(ケア24)(以下「ケア24」という。))	○認知症地域支援推進委員は、 <u>地域包括支援センター(ケア24)</u> (以下「ケア24」という。))	・より適切な記述に修正
18	P38 ＜在宅生活を支える地域づくりの推進＞ ○3個目	ケア24ごとの地域_課題を抽出・	ケア24ごとの地域 <u>生活</u> 課題を抽出・	・より適切な記述に修正
19	P39 ＜地域の支えあいによる生活支援の推進(生活支援体制整備)＞	＜地域の支え <u>合い</u> による生活支援の推進(生活支援体制整備)＞	＜地域の支え <u>あい</u> による生活支援の推進(生活支援体制整備)＞	・表現の統一のための修正
20	P40 ◎今後の取組の方向性 1行目	地域ケア会議の活用による地域_課題の	地域ケア会議の活用による地域 <u>生</u> 活課題の	・より適切な記述に修正
21	P40 ＜在宅生活を支える地域づくりの推進＞ ○2個目	高齢者の自立支援、 <u>介護予防</u> ・ <u>重度化防止</u> のため	高齢者の自立支援_・ <u>重度化防止</u> のため	・より適切な記述に修正
22	P41 ＜地域の支えあいによる生活支援の推進(生活支援体制整備)＞	＜地域の支え <u>合い</u> による生活支援の推進(生活支援体制整備)＞	＜地域の支え <u>あい</u> による生活支援の推進(生活支援体制整備)＞	・表現の統一のための修正
23	P43 ＜地域の見守り体制の充実＞ ○2個目	「安心おたっしや訪問」では、主に75歳以上の介護保険サービスを利用していない高齢者を対象に、民生委員やケア24職員が訪問し安否を確認して、日常の相談や <u>医療・福祉等の支援につなげます。</u>	「安心おたっしや訪問」では、主に75歳以上の介護保険サービスを利用していない高齢者を対象に、民生委員やケア24職員が訪問し安否を確認して、日常の相談や <u>必要とされている方を介護保険サービスに結びつけるなど、医療・福祉等の支援につなげます。</u>	★区民意見提出手続きによる意見を踏まえ、よりわかりやすくなるよう記述を修正
24	P45 ＜介護保険サービスの適切な利用促進＞ ○3個目	第三者評価の受診費用の	第三者評価の受審費用の	・誤記による修正

No.	修正箇所	計画改定案	修正内容 (修正は下線部)	修正理由
25	P48 下部	追加	<p>◎共生型サービス 平成30年度の関係法令の改正によって、介護保険と障害福祉のサービスを同一の事業所で一体的に提供することができるよう、新たに創設されたサービスです。 この制度の導入により、介護保険サービス事業所、障害福祉サービス事業所のいずれかの指定を受けていれば、「共生型サービス事業所」として、他方の指定も受けやすくなりました。このことにより、障害者が65歳になると慣れた障害福祉サービス事業所の利用を継続できない問題の解消が期待されます。また、それぞれのサービスの担当職員同士の連携の向上による業務の効率化や人材確保の軽減、提供するサービスの質の向上を目指すことができます。</p>	<p>・よりわかりやすくなるよう記述を追加</p>
26	P49 表	(整備計画開始年度及び <u>直近5年間</u>)	(整備計画開始年度及び <u>直近5年間</u>)	<p>・誤記による修正</p>
27	P49 表下 3行目	その結果、令和2年 <u>4月1日</u> 時点で	その結果、令和2年 <u>3月31日</u> 時点で	<p>・誤記による修正</p>
28	P51 【いきがいを感じている高齢者の割合】表下	出典追加	<u>杉並区区民意向調査による</u>	<p>・より適切な記述に修正</p>
29	P52 <杉の樹大学事業> ○2個目	すぎなみ地域大学、 <u>大人塾との連携</u>	すぎなみ地域大学、 <u>すぎなみ大人塾との連携</u>	<p>・より適切な記述に修正</p>
30	P53 下部	◎追加	<p>◎コミュニティふらっと 乳幼児親子を含む子どもから高齢者まで、誰もが身近な地域で気軽に利用でき、世代を超えて交流・つながりが生まれる新たな地域コミュニティ施設です。 区民集会所、区民会館、ゆうゆう館、機能移転後の児童館施設を対象に、段階的に再編整備していく予定です。 令和2年度に3所(阿佐谷、馬橋、東原)開設し、今後は、令和3年度に1所(永福)、令和4年度に1所開設予定となっています。</p>	<p>・よりわかりやすくなるよう記述を追加</p>

No.	修正箇所	計画改定案	修正内容 (修正は下線部)	修正理由
31	P55 ＜高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施＞	国保データベース(KDB)システムを活用し、後期高齢者の健診データや医療機関の受診状況等から保健師等の医療的専門職が地域の健康課題の抽出・分析を行います。_重症化予防が必要な高齢者に対する個別の保健指導や、通いの場等での介護予防・フレイル予防の普及啓発や健康相談・健康教育といった取組を実施していきます。	国保データベース(KDB)システムを活用し、後期高齢者の健診データや医療機関の受診状況等から保健師等の医療的専門職が地域の健康課題の抽出・分析を行います。 <u>東京都後期高齢者医療広域連合から保健事業の一環として受託し、糖尿病などの重症化予防が必要な高齢者に対する個別の保健指導や、通いの場等での介護予防・フレイル予防の普及啓発や健康相談・健康教育といった取組を実施していきます。</u>	・より適切な記述に修正
32	P59 【被保険者の推移】	第一号被保険者(※)	第一号被保険者(注2)	・誤記による修正
33	P60 ※新型コロナウイルス感染症の影響	[新型コロナウイルス感染症の影響]	※新型コロナウイルス感染症の影響__。	・より適切な記述に修正
34	P60 ◆主な居宅サービス	表内 6月、7月 数値	実績が算出されたため追加	・実績の追加
35	P69 ①居宅サービス 利用量 ア)訪問系 表	令和2年度 実績値	実績が算出されたため追加	・実績の追加

No.	修正箇所	計画改定案	修正内容 (修正は下線部)	修正理由
36	P69 ①居宅サービス 利用量 ア)訪問系 表	訪問介護(回/月) 令和3年度 <u>86,625</u> 令和4年度 <u>86,686</u> 令和5年度 <u>87,030</u> 訪問介護(人/月) 令和4年度 <u>4,193</u> 令和5年度 <u>4,209</u> 訪問看護(回/月) 令和3年度 <u>35,971</u> 令和4年度 <u>37,734</u> 令和5年度 <u>39,565</u> 訪問看護(人/月) 令和3年度 <u>3,183</u> 令和4年度 <u>3,339</u> 令和5年度 <u>3,501</u> 訪問リハビリテーション(回/月) 令和3年度 <u>3,559</u> 令和4年度 <u>3,559</u> 令和5年度 <u>3,559</u> 訪問リハビリテーション(人/月) 令和3年度 <u>274</u> 令和4年度 <u>274</u> 令和5年度 <u>274</u> 介護予防訪問リハビリテーション(回/月) 令和3年度 <u>333</u> 令和4年度 <u>333</u> 令和5年度 <u>333</u> 介護予防訪問リハビリテーション(人/月) 令和3年度 <u>28</u> 令和4年度 <u>28</u> 令和5年度 <u>28</u>	訪問介護(回/月) 令和3年度 <u>89,639</u> 令和4年度 <u>89,666</u> 令和5年度 <u>90,022</u> 訪問介護(人/月) 令和4年度 <u>4,192</u> 令和5年度 <u>4,208</u> 訪問看護(回/月) 令和3年度 <u>38,626</u> 令和4年度 <u>40,796</u> 令和5年度 <u>43,069</u> 訪問看護(人/月) 令和3年度 <u>3,418</u> 令和4年度 <u>3,610</u> 令和5年度 <u>3,811</u> 訪問リハビリテーション(回/月) 令和3年度 <u>3,716</u> 令和4年度 <u>3,728</u> 令和5年度 <u>3,739</u> 訪問リハビリテーション(人/月) 令和3年度 <u>286</u> 令和4年度 <u>287</u> 令和5年度 <u>288</u> 介護予防訪問リハビリテーション(回/月) 令和3年度 <u>394</u> 令和4年度 <u>394</u> 令和5年度 <u>394</u> 介護予防訪問リハビリテーション(人/月) 令和3年度 <u>36</u> 令和4年度 <u>36</u> 令和5年度 <u>36</u>	・令和2年度の実績が確定したことによる修正
37	P69 ア)訪問系 表下 注1	注1 表中の実績は、各年度10月分の利用実績です。 <u>見込み</u> は、1か月あたりの利用見込みです。	注1 表中の実績は、各年度10月分の利用実績です。 <u>計画</u> は、1か月あたりの利用見込みです。	・より適切な記述に修正
38	P69 下部 ※	※第7期の令和2年度は、まだ実績がでていません。(この項、以下同じ)	削除	・令和2年度の実績が確定したことによる削除
39	P70 イ)通所系、ウ)短期入所系 表	令和2年度 実績値	実績が算出されたため追加	・実績の追加
40	P70 イ)通所系 表	介護予防通所リハビリテーション 令和3年度 <u>311</u> 令和4年度 <u>258</u> 令和5年度 <u>294</u>	介護予防通所リハビリテーション 令和3年度 <u>274</u> 令和4年度 <u>274</u> 令和5年度 <u>276</u>	・令和2年度の実績が確定したことによる修正
41	P70 イ)通所系 表下 注1	注1 表中の実績は、各年度10月分の利用実績です。 <u>見込み</u> は、1か月あたりの利用見込みです。	注1 表中の実績は、各年度10月分の利用実績です。 <u>計画</u> は、1か月あたりの利用見込みです。	・より適切な記述に修正

No.	修正箇所	計画改定案	修正内容 (修正は下線部)	修正理由
42	P70 ウ)短期入所系 表下 注1	注1 表中の実績は、各年度10月分 の利用実績です。見込みは、1か月 あたりの利用見込みです。	注1 表中の実績は、各年度10月分 の利用実績です。計画は、1か月あ たりの利用見込みです。	・より適切 な記述に 修正
43	P71 エ)福祉用具・住 宅改修 表	令和2年度 実績値	実績が算出されたため追加	・実績の追 加
44	P71 エ)福祉用具・住 宅改修 表	福祉用具貸与 令和3年度 <u>6,459</u> 令和4年度 <u>6,465</u> 令和5年度 <u>6,488</u> 特定福祉用 具購入費 令和3年度 <u>107</u> 令和4年度 <u>108</u> 令和5年度 <u>103</u>	福祉用具貸与 令和3年度 <u>6,693</u> 令和4年度 <u>6,701</u> 令和5年度 <u>6,728</u> 特定福祉用 具購入費 令和3年度 <u>119</u> 令和4年度 <u>123</u> 令和5年度 <u>126</u>	・令和2年 度の実績 が確定し たことに よる修正
45	P71 エ)福祉用具・住 宅改修 表下 注1	注1 表中の実績は、各年度10月分 の利用実績です。見込みは、1か月 あたりの利用見込みです。	注1 表中の実績は、各年度10月分 の利用実績です。計画は、1か月あ たりの利用見込みです。	・より適切 な記述に 修正
46	P71 オ)特定施設入居 者生活介護 表	令和2年度 実績値	実績が算出されたため追加	・実績の追 加
47	P71 オ)特定施設入居 者生活介護 表	特定施設入居者生活介護 令和3年度 <u>2,636</u> 令和4年度 <u>2,690</u> 令和5年度 <u>2,737</u> 介護予防特定施設入居者生活介 護 令和3年度 <u>429</u> 令和4年度 <u>444</u> 令和5年度 <u>457</u>	特定施設入居者生活介護 令和3年度 <u>2,592</u> 令和4年度 <u>2,679</u> 令和5年度 <u>2,709</u> 介護予防特定施設入居者生活介 護 令和3年度 <u>413</u> 令和4年度 <u>427</u> 令和5年度 <u>432</u>	・令和2年 度の実績 が確定し たことに よる修正
48	P71 オ)特定施設入居 者生活介護 表下 注1	注1 表中の実績は、各年度10月分 の利用実績です。見込みは、1か月 あたりの利用見込みです。	注1 表中の実績は、各年度10月分 の利用実績です。計画は、1か月あ たりの利用見込みです。	・より適切 な記述に 修正
49	P72 ②地域密着型 サービス利用量 表	令和2年度 実績値	実績が算出されたため追加	・実績の追 加

No.	修正箇所	計画改定案	修正内容 (修正は下線部)	修正理由
50	P72 ②地域密着型 サービス利用量 表	夜間対応型訪問介護 令和3年度 <u>140</u> 令和4年度 <u>129</u> 令和5年度 <u>119</u> 地域密着型通所介護(回/月) 令和3年度 <u>21,751</u> 令和4年度 <u>21,773</u> 令和5年度 <u>21,858</u> 認知症対応型地域密着型通所介護(回/月) 令和3年度 <u>4,407</u> 令和4年度 <u>4,494</u> 令和5年度 <u>4,615</u> 小規模多機能型居宅介護 令和元年度 <u>150</u> 令和3年度 <u>201</u> 令和4年度 <u>227</u> 令和5年度 <u>253</u> 看護小規模多機能型居宅介護 令和3年度 <u>48</u> 令和4年度 <u>48</u> 令和5年度 <u>48</u> 認知症対応型共同生活介護 令和3年度 <u>699</u> 令和5年度 <u>734</u>	夜間対応型訪問介護 令和3年度 <u>169</u> 令和4年度 <u>169</u> 令和5年度 <u>171</u> 地域密着型通所介護(回/月) 令和3年度 <u>22,539</u> 令和4年度 <u>22,561</u> 令和5年度 <u>22,649</u> 認知症対応型地域密着型通所介護(回/月) 令和3年度 <u>4,698</u> 令和4年度 <u>4,798</u> 令和5年度 <u>4,947</u> 小規模多機能型居宅介護 令和元年度 <u>154</u> 令和3年度 <u>176</u> 令和4年度 <u>184</u> 令和5年度 <u>213</u> 看護小規模多機能型居宅介護 令和3年度 <u>56</u> 令和4年度 <u>79</u> 令和5年度 <u>79</u> 認知症対応型共同生活介護 令和3年度 <u>651</u> 令和5年度 <u>765</u>	・令和2年度の実績が確定したことによる修正
51	P72 ②地域密着型 サービス利用量 表下 注1	注1 表中の実績は、各年度10月分の利用実績です。見込みは、1か月あたりの利用見込みです。	注1 表中の実績は、各年度10月分の利用実績です。計画は、1か月あたりの利用見込みです。	・より適切な記述に修正
52	P72 ③施設サービス 利用量 表	令和2年度 実績値	実績が算出されたため追加	・実績の追加
53	P72 ③施設サービス 利用量 表	介護老人福祉施設 令和3年度 <u>2,206</u> 令和4年度 <u>2,341</u> 令和5年度 <u>2,341</u> 介護老人保健施設 令和3年度 <u>547</u> 令和4年度 <u>547</u> 令和5年度 <u>547</u> 介護医療院 令和3年度 <u>56</u> 令和4年度 <u>76</u> 令和5年度 <u>96</u>	介護老人福祉施設 令和3年度 <u>2,242</u> 令和4年度 <u>2,362</u> 令和5年度 <u>2,374</u> 介護老人保健施設 令和3年度 <u>568</u> 令和4年度 <u>561</u> 令和5年度 <u>583</u> 介護医療院 令和3年度 <u>60</u> 令和4年度 <u>90</u> 令和5年度 <u>134</u>	・令和2年度の実績が確定したことによる修正
54	P72 ③施設サービス 利用量 表下 注1	注1 表中の実績は、各年度10月分の利用実績です。見込みは、1か月あたりの利用見込みです。	注1 表中の実績は、各年度10月分の利用実績です。計画は、1か月あたりの利用見込みです。	・より適切な記述に修正

No.	修正箇所	計画改定案	修正内容 (修正は下線部)	修正理由
55	P73 ④居宅介護支援・介護予防支援表	令和2年度 実績値	実績が算出されたため追加	・実績の追加
56	P73 ④居宅介護支援・介護予防支援表下 注1	注1 表中の実績は、各年度10月分の利用実績です。見込みは、1か月あたりの利用見込みです。	注1 表中の実績は、各年度10月分の利用実績です。計画は、1か月あたりの利用見込みです。	・より適切な記述に修正
57	P74 ①介護予防・日常生活支援総合事業(総合事業)ア)介護予防・日常生活支援サービス事業表	令和2年度 実績値	実績が算出されたため追加	・実績の追加
58	P74 ①介護予防・日常生活支援総合事業(総合事業)ア)介護予防・日常生活支援サービス事業表	介護予防訪問事業 令和3年度 <u>1,520</u> 令和4年度 <u>1,544</u> 令和5年度 <u>1,566</u> 自立支援訪問事業 令和3年度 <u>66</u> 令和4年度 <u>66</u> 令和5年度 <u>66</u> 介護予防通所事業 令和3年度 <u>2,183</u> 令和4年度 <u>2,218</u> 令和5年度 <u>2,249</u> 自立支援通所事業 令和3年度 <u>69</u> 令和4年度 <u>69</u> 令和5年度 <u>69</u>	介護予防訪問事業 令和3年度 <u>1,602</u> 令和4年度 <u>1,626</u> 令和5年度 <u>1,648</u> 自立支援訪問事業 令和3年度 <u>70</u> 令和4年度 <u>70</u> 令和5年度 <u>70</u> 介護予防通所事業 令和3年度 <u>2,301</u> 令和4年度 <u>2,336</u> 令和5年度 <u>2,367</u> 自立支援通所事業 令和3年度 <u>72</u> 令和4年度 <u>72</u> 令和5年度 <u>72</u>	・令和2年度の実績が確定したことによる修正
59	P74 ア)介護予防・日常生活支援サービス事業表下 注1	注1 表中の介護予防事業、自立支援事業は、 <u>1</u> か月あたりの利用人数です。	注1 表中の介護予防事業、自立支援事業の実績は、各年度10月分の利用実績です。計画は、1か月あたりの利用見込みです。	・より適切な記述に修正
60	P74 ア)介護予防・日常生活支援サービス事業表下 注2	注2 表中の短期集中サービスは年間利用人数です。_____	注2 表中の短期集中サービスは年間利用人数です。令和2年度の実績は、推計値です。	・より適切な記述に修正
61	P74 イ)介護予防ケアマネジメント事業表	令和2年度 実績値	実績が算出されたため追加	・実績の追加

No.	修正箇所	計画改定案	修正内容 (修正は下線部)	修正理由
62	P74 イ) 介護予防ケア マネジメント事業 表下 注	注_ 第7期の括弧内の数値は計画 値です。	注1 表中の介護予防ケアマネジメ ント数の実績は、各年度10月分の利 用実績です。計画は、1か月あたり の利用見込みです。 注2 第7期の括弧内の数値は計画 値です。 注3 令和2年度の実績は、推計値 です。	・より適切 な記述に 修正
63	P75 ウ) 一般介護予防 事業 【公開型介護予 防普及啓発事 業】 表	令和2年度 実績値	実績が算出されたため追加	・実績の追 加
64	P75 【公開型介護予 防普及啓発事 業】 表下	注_ 第7期の括弧内の数値は計画 値です。	注1 第7期の括弧内の数値は計画 値です。 注2 令和2年度の実績は、推計値 です。	・より適切 な記述に 修正
65	P75 【教室型介護予 防普及啓発事 業】 表	項目追加	実績が算出されたため追加	・実績の追 加
66	P75 【公開型介護予 防普及啓発事 業】 表下	注3追加	注3 令和2年度の実績は、推計値 です。	・より適切 な記述に 修正
67	P76 【地域介護予防 活動支援事業】 表	項目追加	実績が算出されたため追加	・実績の追 加
68	P76 【地域介護予防 活動支援事業】 表下	注3追加	注3 令和2年度の実績は、推計値 です。	・より適切 な記述に 修正
69	P76 【地域リハビリテ ーション活動支援 事業】 表	項目追加	実績が算出されたため追加	・実績の追 加
70	P76 【地域リハビリテ ーション活動支援 事業】表下	注4追加	注4 令和2年度の実績は、推計値 です。	・より適切 な記述に 修正
71	P77 ②包括的支援事 業 ア) 地域包括支援 センター(ケア24) の運営 表	項目追加	実績が算出されたため追加	・実績の追 加

No.	修正箇所	計画改定案	修正内容 (修正は下線部)	修正理由
72	P77 ②包括的支援事業 ア)地域包括支援センター(ケア24)の運営 表下	注_第7期の括弧内の数値は計画値です。	注1 第7期の括弧内の数値は計画値です。 注2 令和2年度の実績は、推計値です。	・より適切な記述に修正
73	P77 イ)在宅医療・介護連携推進 表	項目追加	実績が算出されたため追加	・実績の追加
74	P77 イ)在宅医療・介護連携推進 表下	注_第7期の括弧内の数値は計画値です。	注1 第7期の括弧内の数値は計画値です。 注2 令和2年度の実績は、推計値です。	・より適切な記述に修正
75	P78 ウ)生活支援体制整備 表	項目追加	実績が算出されたため追加	・実績の追加
76	P78 ウ)生活支援体制整備 ＜第2層＞協議体の設置(所)	平成30年度 4 令和元年度 4	平成30年度 26 令和元年度 28	・誤記による修正
77	P78 ウ)生活支援体制整備 ＜第2層＞生活支援コーディネーターの配置(人)	平成30年度 26 令和元年度 28	平成30年度 20 令和元年度 20	・誤記による修正
78	P78 エ)認知症総合支援 表	項目追加	実績が算出されたため追加	・実績の追加
79	P78 エ)認知症総合支援 表下	注_第7期の括弧内の数値は計画値です。	注1 第7期の括弧内の数値は計画値です。 注2 令和2年度の実績は、推計値です。	・より適切な記述に修正
80	P79 ③任意事業 ア)家族介護支援事業等 表	項目追加	実績が算出されたため追加	・実績の追加

No.	修正箇所	計画改定案	修正内容 (修正は下線部)	修正理由
81	P79 ③任意事業 ア)家族介護支援 事業等 ほっと一息、介護 者ヘルプ延べ利 用者数 単位表 記	(人/月)	(人/年)	・誤記による修正
82	P79 ③任意事業 ア)家族介護支援 事業等 表下	注_第7期の括弧内の数値は計画 値です。 _____	注1 第7期の括弧内の数値は計画 値です。 注2 令和2年度の実績は、推計値 です。	・より適切 な記述に 修正
83	P80 (9)介護保険料 の賦課・収納状況 表 右上	項目追加	(単位:円)	・より適切 な記述に 修正
84	P81～86 第3節 介護保険 事業費の見込み 及び保険料		保険料等原稿追加	・保険料等 決定に伴う 追加
85	P89 第1節 区民等の 意見の反映	※調整中※	本計画の策定にあたっては、区民 等の意見提出手続き(パブリックコメ ント)制度に基づき、計画案につい て区民等から幅広く意見を募集する ほか、杉並区介護保険運営協議会 での意見等を踏まえ、策定していま す。 また、高齢者の方の生活実態と意向 を把握するために令和元年度に は、「杉並区高齢者実態調査」(介 護予防・日常生活圏域ニーズ調査 ほか5調査)を実施しています。 (1)区民等の意見提出手続き(パブ リックコメント) ① 実施期間 令和2年12月1日(火)～令和3年 1 月4日(月) ② 公表方法 ○ 広報すぎなみ12月1日号に掲載 ○ 区公式ホームページに掲載(12 月1日より) ○ 文書による閲覧 (高齢者施策課、高齢者在宅支援 課、介護保険課、区政資料室、図書 館、 区民事務所、高齢者活動支援セン ター、ゆうゆう館、ケア24) ○ 計画案の送付及び意見提出手 続きの周知(医療・福祉関係4団体 等) ③ 意見提出実績 計6件(個人6件、団体0件) 延べ 13項目 (方法:文書3件、FAX2件、電子 メール1件)	・実績の追 加

No.	修正箇所	計画改定案	修正内容 (修正は下線部)	修正理由
86	P90 第2節 庁内組織 による検討	※調整中※	(1)杉並区高齢者保健福祉計画・ 第8期介護保険事業計画策定調整 部会 計画策定にあたり、区職員で構成し た「杉並区高齢者保健福祉計画・第 8期介護保険事業計画策定調整部 会」を設置し、計画案の検討等を行 いました。 【調整部会メンバー】 高齢者担当部長、高齢者施策課 長、高齢者在宅支援課長、介護保 険課長、 保健福祉部管理課長、障害者施策 課長、在宅医療・生活支援センター 所長、 杉並保健所健康推進課長、保健 サービス課長 《事務局》保健福祉部高齢者施 策課管理係 また、調整部会の下に実務担当者 で構成する検討部会を設け、本計 画における施策や取組の方向性な どについて、検討を重ねました。	・実績の追 加
87	P91 第3節 庁外組織 による検討	※調整中※	(1)杉並区介護保険運営協議会 杉並区介護保険運営協議会は、介 護保険事業を含めた高齢者保健福 祉施策に区民の幅広い意見を反映 させるため、区民、区議会議員、学 識経験者、医師・歯科医師・薬剤師 等保健医療関係者及び民生委員・ 介護保険サービス事業者等福祉関 係者で構成しています。区民及び 事業者は、介護保険運営協議会に 対し介護保険事業に関する施策等 について意見を申し出ることができる 仕組みとなっています。 本計画の策定にあたっては、介護 保険運営協議会から、幅広い意見 を聴取し、各施策に反映させまし た。	・実績の追 加
88	P92 本文5行目	下記の7つの圏域を	7つの圏域を	・より適切 な記述に 修正
89	P93 日常生活圏域の 区分図	丸の内線	丸の内線	・誤記によ る修正
90	P93 日常生活圏域の 区分図	区分図	圏域の境界線を修正	・誤記によ る修正
91	P94 (2)各圏域の現 状	表内 令和2年10月1日現在 数値	実績が算出されたため追加	・実績の追 加

No.	修正箇所	計画改定案	修正内容 (修正は下線部)	修正理由
92	P94 (2)各圏域の現状	(1)圏域別高齢者人口と高齢化率	① 高齢者人口と高齢化率	・誤記による修正
93	P94 (2)各圏域の現状	(2)圏域別認定者数と認定率	② 要介護等認定者数と認定率	・誤記による修正
94	P94 (2)各圏域の現状	グラフ追加	<地域別高齢化率と認定率>グラフ挿入	・より適切な記述に修正
95	P95 第5節 主な介護施設等の整備状況 認知症高齢者グループホームの数	方南・和泉地域 3(45)	方南・和泉地域 3(36)	・誤記による修正
96	P95 第5節 主な介護施設等の整備状況 定期巡回・随時対応型訪問看護介護	阿佐谷地域 1 高円寺地域 1	阿佐谷地域 2 高円寺地域 —	・実績の追加
97	P95 短期入所生活介護(ショートステイ)の数	高円寺地域 5(73) 合計 25(303)	高円寺地域 6(83) 合計 26(313)	・実績の追加
98	P95 ※1	数値は令和2年11月現在の	数値は令和3年1月現在の	・より適切な記述に修正
99	P96 第6節 介護保険サービス等について 下	(1)介護サービスの種類	削除	・より適切な記述に修正
100	P97 (2)地域支援事業表題	(2)介護予防・生活支援サービス事業	(2)地域支援事業	・より適切な記述に修正

No.	修正箇所	計画改定案	修正内容 (修正は下線部)	修正理由
101	P97 (2)地域支援事業 「通所型短期集中プログラム」の下	項目追加	<p>介護予防普及啓発事業 <u>介護予防に資する基本的な知識を普及啓発するためのパンフレット等の作成及び配布並びに運動・栄養・口腔機能など介護予防に関する基本的な知識を習得できる講演会や身体能力測定会、はじめたいひとのウォーキング講座などを行います。</u> 地域介護予防活動支援事業 <u>介護予防に関するボランティア等の人材育成、介護予防の意識を持って活動する自主グループや地域住民が主体となって運営するささえ愛などの「通いの場」を支援し、高齢者の社会参加・交流の機会を広げ、地域で支えあう介護予防活動を推進します。</u></p>	・よりわかりやすくなるよう項目を追加
102	P101 <あ行> ■ADL/IADL 解説	ADLは、 <u>Activity</u> of Daily Living の略。毎日の生活を送るために必要な基本的動作のことであり、主に食事、排泄、整容(着替え、洗面、歯みがき、整髪など)、移動、入浴など基本的な行為、動作を指す。 IADLは、Instrumental <u>Activity</u> of Daily Living の略。ADLが日常生活の基本動作であるのに対し、IADLはバスに乗って買い物に行く、電話をかける、食事の支度をする等のように、より複雑な動作を指す。	ADLは、 <u>Activities</u> of Daily Living の略。毎日の生活を送るために必要な基本的動作のことであり、主に食事、排泄、整容(着替え、洗面、歯みがき、整髪など)、移動、入浴など基本的な行為、動作を指す。 IADLは、Instrumental <u>Activities</u> of Daily Living の略。ADLが日常生活の基本動作であるのに対し、IADLはバスに乗って買い物に行く、電話をかける、食事の支度をする等のように、より複雑な動作を指す。	・誤記による修正
103	P101 <か行>	項目追加	<p>■<u>介護給付</u> 要介護(要介護1～5)の認定を受けた利用者(被保険者)が、利用できるサービスとその利用料を保険料・税金から補助(支給)すること(保険給付)をいう。原則、利用料の9割、8割または7割が補助され、残りの1割、2割または3割が利用者の自己負担となる。</p>	・よりわかりやすくなるよう項目を追加
104	P102 ■健康寿命	<u>健康寿命</u> 65歳以上の人が要介護認定(要介護2以上)を受けるまでの期間を健康と考え、健康でいられる年齢を平均的に表したもの_(東京保健所長会方式)	(65歳)健康寿命 65歳以上の人が要介護認定(要介護2以上)を受けるまでの期間を健康と考え、健康でいられる年齢を平均的に表したもの_(東京保健所長会方式)	・誤記による修正
105	P103 <さ行>	項目追加	<p>■<u>在宅介護</u> 疾病・障害や老化のために生活を自立して行うことができない人が、<u>自分の生活の場である家庭において、介護を受けること。またはその人に対して家庭で介護を提供すること。</u></p>	・よりわかりやすくなるよう項目を追加

No.	修正箇所	計画改定案	修正内容 (修正は下線部)	修正理由
106	P103 ■生活支援サー ビス 5行目	住民主体の地域での支え合いによる活動が	住民主体の地域での支えあいによる活動が	・表現の統一のため の修正
107	P104 ■地域ケア会議と ■地域包括ケア システムの間	項目追加	<p>■<u>地域包括支援センター(ケア24)</u> <u>地域の高齢者の保健・福祉・医療の向上、虐待防止等の総合的な相談・支援の窓口として、区内に20か所設置している。</u> <u>主な業務は、①包括的支援事業(介護予防ケアマネジメント業務、総合相談支援業務、権利擁護業務、包括的・継続的ケアマネジメント支援業務)、②介護予防支援、③要介護状態等になる恐れのある高齢者の把握などで、保健師、社会福祉士、主任介護支援専門員の専門職が配置されている。</u></p>	・よりわかりやすくなるよう項目を追加
108	P106 ■4個目 認知症地域支援 推進員	担う者_(区職員)	担う者。(区職員)	・誤記による修正
109	P106 <ま行> ■看取り(みとり) の下	項目追加	<p>■<u>民生委員・児童委員</u> <u>「民生委員法」及び「児童福祉法」に定められ、厚生労働大臣により委嘱された特別職(非常勤)の地方公務員。地域の実情に詳しい方々が民生委員・児童委員として推薦されており、地域の中で住民の立場に立った社会福祉活動を行っている。</u> <u>介護保険制度下では、制度利用に関する相談や申請の代行、ケアマネジャー等と連携した利用後のフォローなどの役割を担っている。</u></p>	・よりわかりやすくなるよう項目を追加

No.	修正箇所	計画改定案	修正内容 (修正は下線部)	修正理由
110	P107 <ら行>の上	項目追加	<p><や行></p> <p>■要介護者 介護保険制度においては、①要介護状態にある65歳以上の者、②要介護状態にある40歳以上64歳以下の者であって、要介護状態の原因である障害が末期のがんなど特定疾病による者をいう。保険給付の要件となるため、その状態が介護保険認定審査会(二次判定)の審査・判定によって、該当するかどうか、客観的に確認される必要がある。</p> <p>■要介護状態 身体上または精神上の障害があるために、入浴、排せつ、食事等の日常生活における基本的な動作の全部または一部について、6か月間にわたり継続して、常時介護を要すると見込まれる状態で、要介護状態区分(要介護1～5)のいずれかに該当する者をいう。</p> <p>■要支援者 介護保険制度においては、①要支援状態にある65歳以上の者、②要支援状態にある40歳以上64歳以下の者であって、要介護状態の原因である身体上または精神上の障害が特定疾病によって生じたものであるものと規定されている。予防給付を受けようとする被保険者は、要支援者に該当すること及びその該当する要支援区分(要支援1・2)について市区町村の認定(要支援認定)を受けなければならない。</p> <p>■要支援状態 身体上または精神上の障害があるために、入浴、排せつ、食事等の日常生活における基本的な動作の全部または一部について、6か月間にわたり継続して、日常生活を営むのに支障があると見込まれる状態で、要支援状態区分(要支援1・2)のいずれかに該当する者をいう。</p> <p>■予防給付 介護保険における要支援認定を受けた被保険者に対する保険給付であり、要介護状態にならないよう予防することを目的とする。</p>	・よりわかりやすくなるよう項目を追加
111	第8節 介護保険給付費と保険料の推移	項目追加	項目追加	・よりわかりやすくなるよう項目を追加
112	第9節 介護保険制度のあゆみ	第8節 介護保険制度のあゆみ	第9節 介護保険制度のあゆみ	・No. 110の項目追加により節番号を修正